平成２６年（フ）第１６８１号
札幌市中央区南１条東２丁目12番地２　レインボーパレスⅡ1002号
債務者　廣瀬　雄治
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９７５号
札幌市南区川沿６条２丁目３番25―203号
債務者　和田　敬敏
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９８７号
札幌市白石区平和通12丁目北４番31号　ビッグバーンズマンション白石Ⅲ―405号
債務者　蛯名　恭介
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０１２号
北海道千歳市富丘３丁目24番70―290号　市営住宅富丘団地
債務者　櫻井　良二
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０１３号
北海道千歳市富丘３丁目24番70―290号　市営住宅富丘団地
債務者　櫻井　綾乃
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０１９号
札幌市清田区美しが丘３条６丁目１番３―101号
債務者　大橋　史枝（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０４５号
札幌市西区西野６条３丁目10番14号
債務者　高林　孝道
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０４６号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目２番55号　カクタハウスＡ105号
債務者　宮内　伸一
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０５３号
札幌市白石区南郷通９丁目南３番19号　光マンション２Ｆ左
債務者　飯口眞由美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０５５号
札幌市白石区平和通２丁目北３番30―406号
債務者　玉地　君子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０７１号
札幌市白石区菊水上町２条１丁目47番地68　成田アパート
債務者　松田　義治
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０７２号
札幌市白石区菊水上町２条１丁目47番地68　成田アパート
債務者　松田　信江
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９６号
岐阜市柳津町高桑１丁目173番地１エンゼル・ランプ有料老人ホーム、住民票上の住所岐阜市則武837番地１
債務者　太田　英子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２６８号
兵庫県川西市丸の内町13番16―203号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町島字柿瀬28番地の１
債務者　石川真智子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３０４号
兵庫県伊丹市昆陽泉町３丁目４番地７
債務者　井上　京子（旧姓濱本）
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５３６号
東京都墨田区向島１丁目17番９―504号　ＡＲＴＥＳＳＩＭＯ　ＧＬＡＮＺ、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目２番11―303号
債務者　アンクオゥルズこと　小島　潤也
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１号
兵庫県南あわじ市福良丙22番地１　市営福良住宅308号
債務者　原口あづさ
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係